

杜の都のまちなか自転車プラン（案）の概要

（仙台都心部自転車利用環境基本計画）

1. 計画策定の趣旨

自転車は都市内交通手段として環境や利便性等の面で優れた乗り物で、自転車に対する市民の意識も高まっており、本市の都市形成の目的に適した交通手段として期待されています。また、本市では都心部における自転車の利用の割合が高く、重要な交通手段の一つとなっていますが、その一方で、自転車の利用に関しては様々な課題があります。

そこで、本計画を策定することにより、課題を解決するとともに、自転車の利用しやすいまち仙台の実現を目指すこととしました。

2. 自転車を取り巻く状況と課題

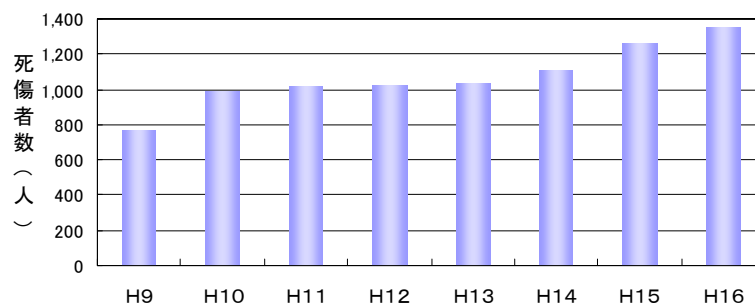
①自転車を取り巻く状況

- ・自転車は「環境にやさしい」「手軽に利用できる」「健康の増進につながる」など様々な特徴を持っています。
- ・本市の都心部では、交通手段に占める自転車の利用割合は約20%となっており、自動車や徒歩が約30%、公共交通機関が約15%であることを考えると、重要な都市内交通手段となっています。
- ・本市では昭和62年に仙台市自転車等放置防止条例などの3条例を定め、放置自転車対策を実施してきた結果、市全体の路上放置は平成2年度が約17,000台であったのに対し、平成16年度は約5,400台となるなど、一定の成果をあげています。

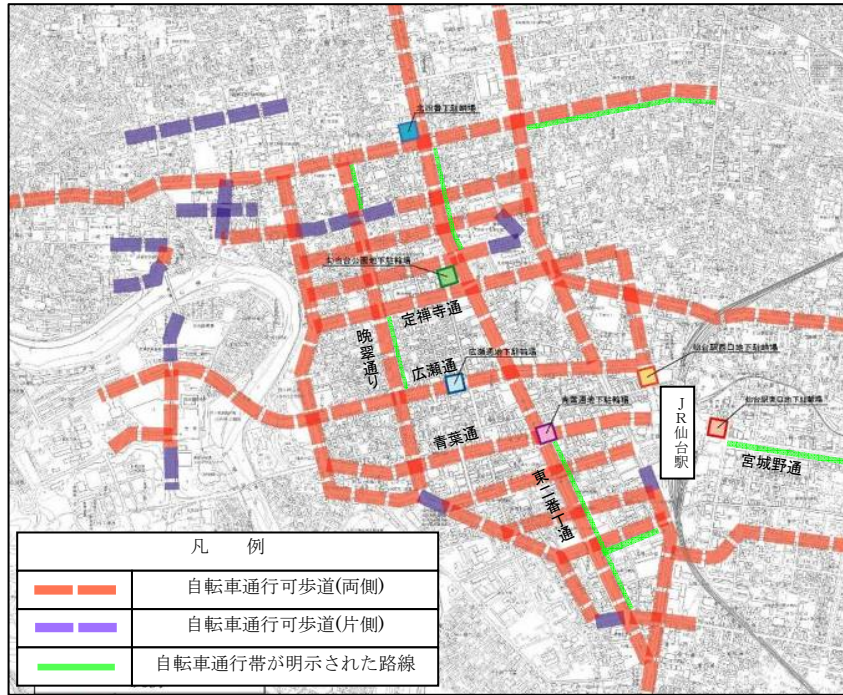
②自転車の課題

<走行に関する安全性の問題>

- ・自転車に関する事故が近年増加しており、また、歩行者やドライバーなどからも自転車の危険性が指摘されるなど、自転車の走行に関する安全性に問題を生じています。
- ・これらの原因については、自転車が走行すべき空間が明確でないことと、利用者の走行ルールに対する意識が低いことが主要なものと考えられます。



図一 1 自転車に関連する交通事故による死傷者数（仙台市統計書）



図－２ 都心部の自転車通行可歩道がある路線
及び自転車通行帯が明示された路線

<路上放置の問題>

- ・自転車の路上放置は近年減少しているものの、市全体の路上放置約5,400台（平成16年度）のうち都心部に約5,000台が集中しており、都市の機能低下の面から大きな問題となっています。
- ・路上放置は、民間の附置義務駐輪場をはじめとする使いやすい駐輪スペースが不足していることと、利用者の駐輪に対する意識が低いことが主要な原因と考えられます。



図－３ 都心部における路上放置の状況



写真－１ 使いにくい民間附置義務駐輪場（屋上）の例

3. 自転車利用環境整備に関する基本方針

本市のまちづくりにおいて、さまざまな役割を果たす自転車を都市内移動の重要な交通手段として位置づけ、他の交通手段とのバランスを考慮しながら、自転車を「いつでも・誰でも・安全に・快適に・楽しく」利用できる環境づくりを進めることを目標に、次の4項目を自転車利用環境整備に関する基本方針として定めます。

- ①安全で快適な道路空間の形成
- ②路上放置の削減と利便性の高い駐輪空間の創出
- ③協働による、ルール・マナーを守る意識づくり
- ④楽しく自転車が利用できる環境づくり

4. 取り組みの方向

本計画では基本方針に基づき、改めて自転車の利用しやすい環境づくりを進めることを目指しますが、現在、都心部における自転車を取り巻く環境は、走行の安全性および路上放置の面で大きな課題があり、緊急に取り組むべきものとなっています。そこで、10年後には地下鉄東西線の開通が予定されており、それを契機に交通体系のあり方に関しても新たな段階に入っていくことから、これらの課題の解決と新たな段階への移行を考え、概ね10年後を取り組みの目標達成の目途として、以下のとおり実施することとします。

①走行環境の取り組み

走行環境の取り組みは、ハード面では「重点路線」等を設定するとともに、それらの路線において自転車走行空間の明確化を図ります。またソフト面では、利用者の意識向上を促進する啓発活動などについて、様々な市民や組織と連携して取り組みを実施します。

○ハード面の主な取り組み

・重点路線等の設定

都心部において、自転車走行のネットワーク形成に必要な路線を抽出し、その中で歩道幅員や自転車・歩行者の交通量の条件から、歩行者と自転車の通行空間を明確にすることが可能な路線を「重点路線」、歩行者へのサービス水準が低下するため明確にすることが難しい路線を「ゆっくり走行路線」として設定します。

・重点路線等での取り組み

重点路線のうち、新規に整備等をする路線は原則として歩行者と自転車の通行空間の分離を図っていく。また、既に整備が完了している路線は、舗装色を変えたり、区画線を設置することなどにより通行空間の視覚的な明示を図っていく。

ゆっくり走行路線では、自転車と歩行者の混合交通とならざるを得ないことから、自転車にゆっくり走ってもらい、双方の安全を図るため、標識による明示等を行う。

(想定概算費用 150百万円～650百万円程度)

・その他の路線の取り組み

重点路線及びゆっくり走行路線以外の路線においても、車道や歩道の幅員・構造及び交通量など、道路空間の状況に応じて、ハード・ソフト両面で新たな自転車通行空間を創出するための検討を行う。

○ソフト面の主な取り組み

関係行政機関や地域の住民、学校、NPO、事業者などと連携し、走行ルール・マナーの啓発活動や教育をより効果的に実施していく。

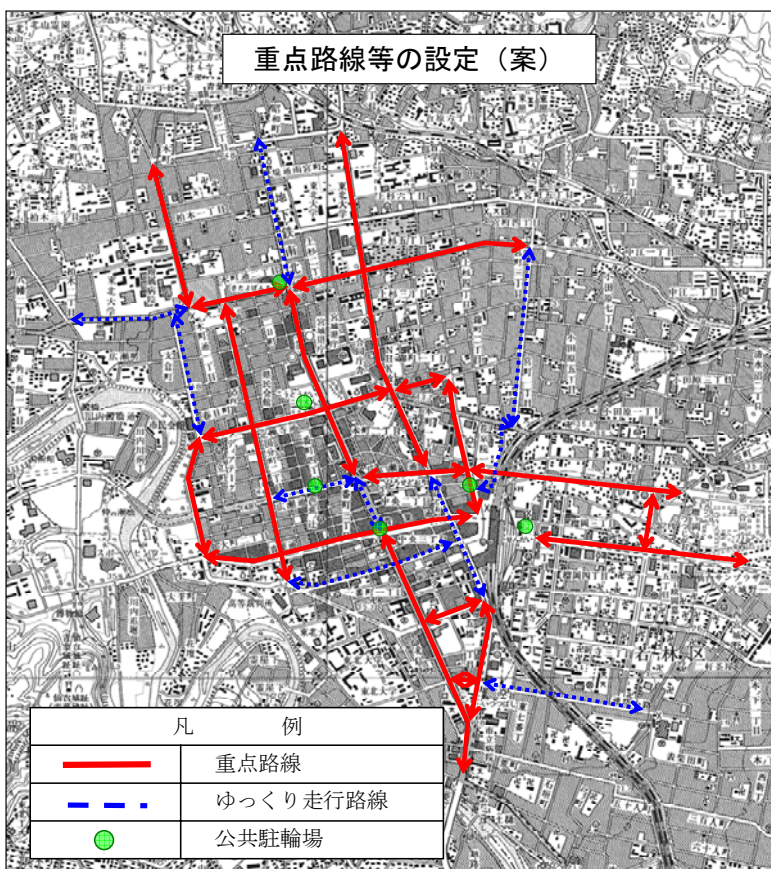


図-4 重点路線等の設定 (案)

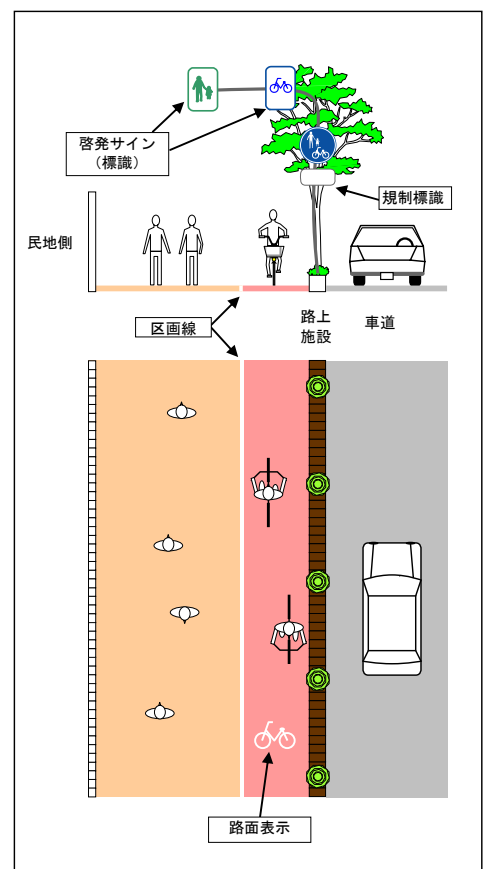


図-5 重点路線における整備手法の例

②駐輪環境の取り組み

駐輪環境に関しては、既存制度の見直し、事業者に対する指導や啓発などにより、使いやすい民間駐輪スペースの確保を促進するとともに、公共駐輪スペースの確保・改善なども行います。また、路上放置自転車を駐輪場に誘導するために、放置自転車撤去や啓発活動などを充実します。

<主な取り組み内容>

○使いやすい駐輪スペース確保の主な取り組み

・使いやすい民間駐輪スペースの確保

自主的な駐輪場建設のための奨励金制度の見直しや、事業者に対する啓発などにより駐輪スペースの自主的な設置を促進する。また、附置義務制度の見直しや事業者への指導により、附置義務駐輪場が使いやすい場所へ設置されるように誘導したり、分かりやすい案内表示や施設・運営の改善をするように促す。

・東西線事業に併せた公共駐輪場の整備

地下鉄東西線一番町駅において公共駐輪場を設置する。

・路上を活用した駐輪施設の是非の検討

これまで一貫して行ってきた路上放置禁止の方針を踏まえながらも、今後実施していく駐輪環境改善の取り組みの効果を予測・検証し、都市の機能や美観を損なわない範囲内における、路上の一部を活用した駐輪施設の是非について検討を行う。

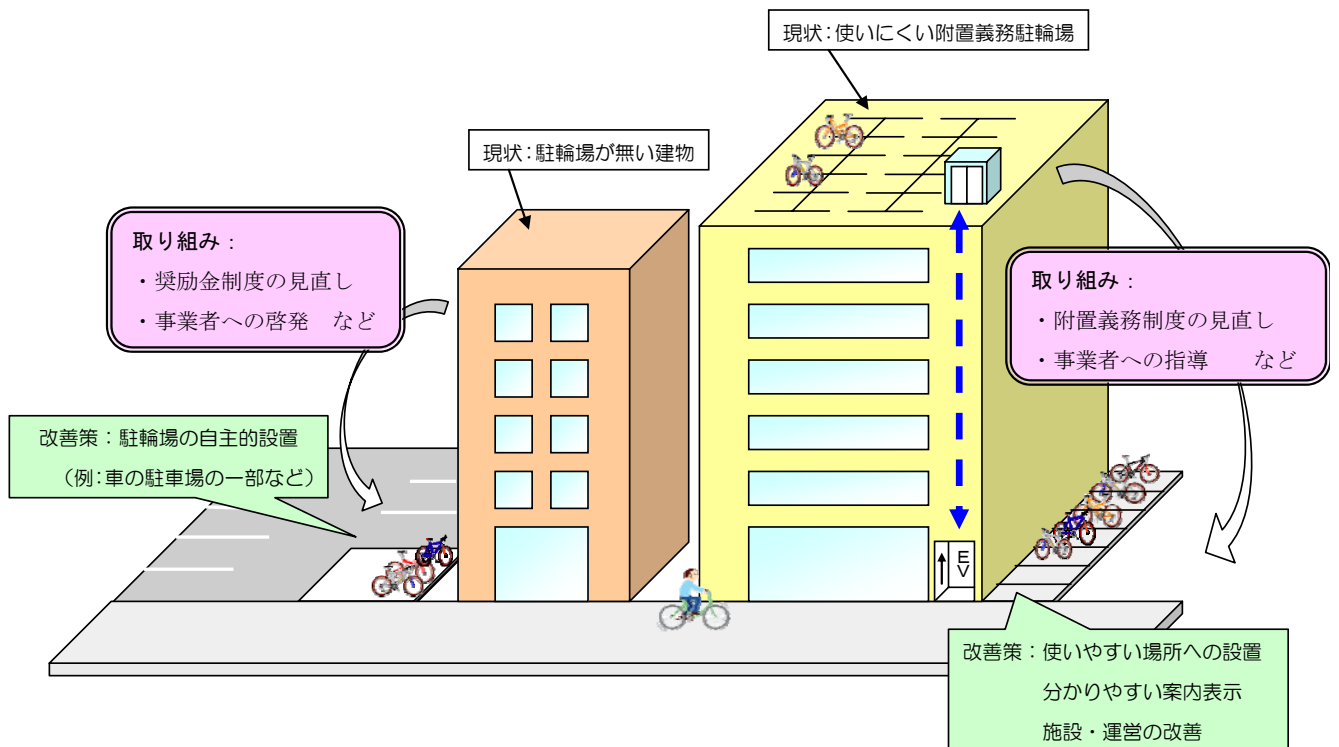
○路上放置自転車を駐輪場に誘導する主な取り組み

・撤去等による路上放置自転車の抑制

より効率的な放置自転車の撤去を行うとともに、その意義をより多くの市民から理解されるよう努める。

・自転車利用者の駐輪への意識向上施策

関係行政機関や地域の住民、学校、NPO、事業者などと連携し、駐輪の意識向上に関する啓発活動や教育をより効果的に実施していく。



図－6 使いやすい民間駐輪スペース確保の取り組みの例

5. 市民からの意見募集

募集期間 平成 17 年 12 月 1 日～平成 18 年 1 月 10 日

募集方法 ホームページへの掲載、市役所・区役所での配布

意見数 27 件

6. 今後のスケジュール

平成 18 年 1 月～ 市民意見の反映、関係機関との調整など

平成 18 年 3 月 基本計画の策定

基本計画を市民に公表